

分類	No.	チェック項目	基本	チャレン ジ	具体的な取組み (※事業者が記載する欄)	主なSDGs(17のゴールと169のターゲット)																	
						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
																							
組織・公正な取引	1	【内部管理体制】 ・経営理念及び経営目標を社内で共有、実践している。	●		年始に「経営方針」「今年の目標」を全社員に配布し、社内で共有している。全体会議で課題や目標を分かりやすく説明し、働きがいのある職場環境の構築及び目標達成を目指している。								8	9								17	
	2	【法令遵守】 ・法令遵守の考えが社内に浸透し、法令を確実に遵守する体制・仕組みを構築している。	●		テレビ・新聞等で報道された法令違反を事例として取り上げ、関係業界や社会に及ぼす影響が大きいことを説明し、コンプライアンスの重要性を浸透させている。																16		
	3	【公正な競争】 ・不正競争行為に関与しない方針を掲げ、社員に周知している。	●		朝礼や幹部会議において公正な取引の重要性を発信している。「服務心得」について「就業規則」に明文化し、全従業員に公正な取引に厳格に取り組むよう指示している。										10						16		
	4	【組織体制】 ・企業活動が社会・環境に及ぼす影響に対応する担当や専門部署などの体制を整備している。	●		常務取締役を担当として取組んでいる。各部署に担当者及び責任者を任命し、クオリティの高い仕事を目指すよう人材育成に取り組んでいる。																16		
	5	【知的財産保護】 ・知的財産の保護に取り組んでいる。	●		知的財産、著作権、肖像権等の保護は、会社の信頼に関わってくる重要な分野であることを発信し厳格に取り扱っている。著作権・肖像権等に関し顧問弁護士による勉強会を実施している。								8.2 8.3	9							16		
	6	【個人情報保護】 ・個人情報を適切に管理している。	●		「個人情報の取り扱い」について「就業規則」に明文化し、漏洩等がないよう厳格に取り扱っている。																16		
	7	【ステークホルダーとの対話】 ・ステークホルダー(※)との対話により、自社の活動がステークホルダーに及ぼす影響を把握し、適切に対応している。(※利害関係者:消費者、投資家等及び社会全体)	●		日報に「報告・相談事項」欄を設け、報告漏れや迅速な対応ができる体制を構築している。																16	17	
	8	【サプライチェーン管理】 ・サプライヤー、事業パートナー等と、人権侵害の防止、生物多様性や生態系への悪影響の防止、倫理面での適切な対応(ハラスメント・汚職・贈収賄防止)について認識を共有し、共に取り組んでいる。		●						5				8		10		12	13	14	15	16	17
	9	【災害や事故への備え】 ・地震や水害などの自然災害や事故などに備え事業継続計画(BCP)を策定し、訓練や見直しを行っている。		●											9		11		13.1			16	17
	10	【事業承継】 ・事業承継に関する検討・対策を行っている		●	中小企業における事業承継の課題は難題で且つ重要であることを十分認識し、経営のポイントや将来の展望・課題等について、計画的に後継者の指導・育成に取り組んでいる。上級管理者向け組織マネジメント研修等の外部研修に参加している。									8	9							17	
	11	【公正な貿易】 ・フェアトレード商品の調達に取り組んでいる。		●		1	2			5				8				12	13	14	15	16	17
労働・人権	12	【差別の禁止】 ・性別、年齢、障がい、国籍、出自などによる差別や各種ハラスメントを防ぐ体制が整備され、社内では差別や人権侵害がないことを確認している。	●		「ハラスメントの禁止」について「就業規則」に明文化している。令和3年6月に「ジェンダーハラスメント」を追加した。				4.3 4.4 4.5	5.1 5.2 5.5			8.5 8.7 8.8		10.2 10.3						16.1 16.2 16.7		
	13	【労働安全衛生】 ・業務中の事故等を防ぐため、安全で衛生的な労働環境の整備に取り組んでいる。	●		撮影現場等における災害防止に向け「安全」について「就業規則」に明文化し、事故防止に取り組んでいる。安全運転管理者を選任し安全運転に取り組んでいる。			3					8.8										
	14	【公正な待遇】 ・雇用形態に関わらず、同一労働同一賃金等の原則に沿って対応している。	●		現在、従業員は正社員・有期雇用労働者で公正な待遇で雇用している。パートタイムは雇用していない。同一労働同一賃金について「パートタイム・有期雇用労働法対応のための手順書」にて説明会を開催した。					5.5			8.5		10.2 10.3								
	15	【ワークライフバランス】 ・働き方の見直し等により、過度な長時間労働を防止し、家庭と仕事の両立を図るためのワークライフバランスを推進している。	●		全員の超過時間をチェックし、業務の効率化を図り時間管理の重要性等について個別に指導している。これからの時代に即した雇用形態に対応できるよう働き方の見直しを行い、心身の健康維持に取り組んでいる。			3		5.5			8.5 8.8		10.3								
	16	【人材育成】 ・適切な能力開発、教育訓練の機会を従業員に提供している。	●		新入社員には、外部研修への参加及びマンツーマンで指導者を付け、新人教育を行っている。				4	5.5			8	9									
	17	【健康経営】 ・従業員が心身ともに健康を維持できるよう対策を講じ、生産性の向上等に取り組んでいる。	●		朝礼時に日頃の健康管理、コロナ等の感染対策について注意喚起している。健康診断、インフルエンザ予防接種は、会社負担としている。【予定】令和7年10月までに「健康経営優良法人」を申請する。			3				8									17		
	18	【ダイバーシティ経営】 ・多様な人材(女性、外国人、障がい者、高齢者等)が、十分に活躍できる環境の整備に取り組んでいる。	●		業務運営や昇進・昇格等に人種、性別などによる差別的待遇はない。女性の取締役を登用している。				4.4	5.1 5.5			8.5		10.2 10.3						16.7		
	19	【新しい生活様式への対応】 ・新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策としても有効なテレワークや時差出勤、ウェブ会議等を導入している。		●	緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の発令・解除時や地域の感染状況及び受注状況の点検を行い、対象者の選別や期間等を設定している。緊急時にテレワークやウェブ会議に対応できる体制にしている。			3					8	9.1		11	12						
	20	【デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進】 ・ICTやAIを活用したデジタル化やオンライン化等のDXの推進により業務の効率化やビジネスモデルの変革に取り組んでいる。		●										8	9.1		11	12					
	21	【ブライト企業】 ・ブライト企業に認定されている。		●				3	4					8	9			12					

分類	No.	チェック項目	基本	チャレン ジ	具体的な取組み (※事業者が記載する欄)	主なSDGs(17のゴールと169のターゲット)																
						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
																						
環境	22	【環境汚染予防】 ・廃棄物や有害化学物質の適切な管理、及び処理に取り組んでいる。	●		事業用廃棄物や有害化学物質を把握し、認可業者に処理を委託するなど適切に取り組んでいる。			3.9			6.3					11.6	12.4		14.1	15.1		
	23	【エネルギー】 ・電力やガソリンなど、自社のエネルギー使用量を把握し、その削減に取り組んでいる。	●		簡易計算シートで電気・ガソリンの使用量を数値化し軽減に取り組んでいる。月別の電気使用量から夏場(7・8月)冬場(12月・1月)が高く、適正な設定温度、残業時間の減少に取り組んでいる。							7.3						13				
	24	【温暖化対策】 ・自社の温室効果ガスの排出量を把握し、排出の抑制に取り組んでいる。	●		簡易計算シートでCO2の排出量を算出し、車種ごとの使用量の把握に取り組んでいる。社用車はHV車に買い換えた。順次HVに変えていく方針であり、長距離や高速道路を利用する際は、HV車を優先的に使用ようにしている。		2.4					7.2 7.3 7.a					12.4	13	14	15		
	25	【生物多様性】 ・自社活動が環境(生物多様性や生態系等)に悪影響を及ぼさないように配慮している。	●		職場・家庭でのエコバック・詰め替え容器を使用している。地域の分別収集に協力している。						6.6								14	15		
	26	【効率的な資源利用】 ・ごみを減らし、資源を有効的に繰り返し使うため、発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)に取り組んでいる。	●		PEFC紙の使用や両面印刷を推進している。一人ひとりがペーパーレスを認識し、環境にやさしい行動を実践するよう取り組んでいる。ペットボトルは「ふた」と「ラベル」を外し、中をすすいで出している。									9.4			12.2 12.4 12.5		14.1	15		
	27	【水の管理】 ・熊本の水資源の質と量の保全に取り組んでいる。	●		水のありがたさは、熊本地震で皆が体験したことであり、熊本の地下水に感謝し、水道の蛇口に節水泡沫金具を取り付け節水に取り組んでいる。		2.4				6.1 6.3 6.4 6.6 6.b					11.5			14.1 14.2 14.3	15		17
	28	【環境に配慮した製品等】 ・環境に配慮した製品の購入や製品の開発・製造に取り組んでいる(グリーン購入、リサイクル製品認証等)。	●		ペーパーレスに取り組み、PEFC紙を使用している。地球に優しいエコマーク商品の購入に取り組んでいる。									9.4			12.4 12.5	13	14	15		
	29	【食品ロスの削減】 食品ロスの削減に取り組んでいる。		●	職場・家庭において、食べ残しをしない・必要なもの以外は買わない・期限表示を理解し、一人ひとりが食料の大切さを認識し食品ロスと向かい合うよう取り組んでいる。社員全員でフードドライブ活動に参加している。	1	2				6.4						12.3		14	15		17
	30	【緑の保全管理】 ・壁面緑化や植栽など緑の創出と保全、管理に取り組んでいる。		●												11.6 11.7		13.1 13.3		15		17
	31	【エネルギー効率の見直し・再生可能エネルギーの利用】 ・高効率機器の導入等によるエネルギー使用率の改善またはや再生可能エネルギーの利用や供給に取り組んでいる。		●								7.1 7.2 7.3 7.a		9.4		11.5		13.1 13.3				
	32	【森林資源の循環利用に向けた取組み】 ・”伐って、使って、植えて、育てる”の持続的な森林利用への取組みを推進している。		●							6			9.4		11.3 11.4 11.5	12.2	13		15		
	33	【植林等の取組み】 ・植林等の森林整備活動に取り組んでいる。		●							6.1 6.3 6.6					11.3 11.4 11.5	12.2	13		15		
	34	【海洋ごみ】 ・環境中で分解しにくいプラスチックの使用削減等、海洋ごみ、海洋汚染の防止削減に貢献している。		●													12.2 12.5		14			
	35	【環境に配慮した交通手段】 ・電車やバスなどの公共交通機関の利用や、電気自動車や水素自動車などの環境にやさしい自動車の使用を促進している。		●										9.4		11.2		13.1 13.3				
	36	【2050年CO2排出量実質ゼロへの取組み】 ・2050年CO2排出実質ゼロを目指し、計画的にCO2削減に取り組んでいる。		●								7.1 7.2 7.3 7.a		9.4		11.6 11.a	12.8	13				17.2

分類	No.	チェック項目	基本	チャレン ジ	具体的な取組み (※事業者が記載する欄)	主なSDGs(17のゴールと169のターゲット)																
						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
																						
製品・サービス	37	【製品・サービスの安全性と品質】 ・製品・サービスの安全性や品質を確保する仕組みを構築している。	●		制作物が障害者やLGBT、ひとり親家庭などの様々な事情を抱えていたり、制約を感じている。社会的マイノリティの方々にマイナスの影響が出ない内容になっているのかを制作担当者以外スタッフが納品前に確認する体制を整えている。			3.9						9			12.4					
	38	【ユニバーサルデザイン】 ・障がい者、高齢者に特定せず、誰もが利用しやすいサービス提供や環境整備を行っている。	●		新しいスタッフを募集する際は、年齢・性別・障害の有無に拘わらず判断している。また、障害のある方を雇用した場合は、その人にあった機材を準備するなどして、より多様の人が共に働くことができる環境を目指している。									9.1	10	11.7					17	
	39	【地域資源】 ・地産地消を推進し、熊本県産の原材料を優先的に使用している。		●	職場、家庭において、地産地消を意識して熊本県の生産品や商品を優先的に購入するよう取り組んでいる。		2.3 2.4					7.3	8	9		11.a	12.3	13	14	15		17
	40	【木質化の取組み】 ・自社の執務室等の天井や床、壁等の内装や外壁等に木材を使用し、木質化を推進している。		●								7					12.2	13.1		15		
	41	【社会課題解決】 ・社会課題を解決するための製品・サービスの開発・展開に取り組んでいる。		●		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	42	【攻めの農林水産業】 ・地域における産学官連携等による新たな品種開発を促進するなど、地域レベルで農林水産業の生産能力向上に努めている。		●			2.3 2.4						8.2	9.2 9.4		11.a	12.2		14	15		17
持続可能な社会・地方創生	43	【地域への参画】 ・自治活動や福祉活動、防災活動や寄付、ボランティアなど社会貢献活動に積極的に取り組んでいる。	●		居住している地域の自治会、催し物等への参加やPTA活動への積極的参画を推奨している。	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	44	【防災、減災、レジリエンス(自助)】 ・過去の地震や水害などの災害を教訓に、事業への被害を防止・軽減するため、ハザードマップを確認し、避難行動計画や事前防災対策を進めている。	●		入居している建物の防災訓練に参加している。防災グッズを常備している。毎年、全員に「緊急連絡方法書・緊急時対応・通勤手段等届出書」を提出させている。居住地の「緊急時の避難場所」をハザードマップで確認している。				4							11.5		13.1		16		
	45	【防災、減災、レジリエンス(共助)】 ・地域防災の担い手としての認識を持ち、防災士、水防団員、救助救急等の必要な技能を持つ社員を育成したり、地域消防団の活動に参加している。		●		1.5		3	4						10.2	11.5		13.1			16	17
	46	【防災関連商品の開発・販売】 ・防災関連商品の開発・販売を促進している。		●										9		11	12	13.1				
	47	【SDGsの普及啓発】 ・環境問題や人権問題をはじめとした社会課題の解決に向け、SDGsの普及や啓発や教育機会の提供を行っている。		●	SDGs登録事業者として、社員全員が取組み方針を理解できるよう説明会を実施した。従業員一人ひとりがSDGsの重要性及び必要性を認識し、職場及び家庭において取り組んでいる。	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	48	【インターンシップ等の受入れ】 ・職場体験、インターンシップの受入れ、職場関連授業の実施など、地域の児童や学生に対し、職業の学びの場を提供している。		●	大学生及び専門学校生のインターンシップの要望があった際は、積極的に受け入れている。				4				8.6		10.2						17	
	49	【若者の地元定着等】 ・若者の県内就職を促進する取組みを行っている。		●	令和4年にインターンシップとして受け入れた2名を令和5年に採用した。今後も県内の若者を採用していく方針である。				4.4				8.5 8.6								17	
	50	【農林水産業の担い手確保】 ・子どもに対する農林水産業教育を行うなど、地域における農林水産業従事者の確保に取り組んでいる。		●			2		4.3 4.4 4.5				8.6		10.2		12	13	14	15		17